

経済学部 ファミリービジネスコースに関する内規（令和2年度以降入学者適用）

（令和4年4月1日制定）

（目的）

第1条 この内規は、ファミリービジネスコースに関する事項について定めることを目的とする。

（ファミリービジネスコース参加者の選抜方法）

第2条 経済学部にも所属する学生は、ファミリービジネスコースへの参加を希望することができる。ファミリービジネスコース参加者の選抜の時期は1年次6月とする。ただし、途中参加を希望する者がいる場合は、適宜選抜を行うことがある。

- 2 前項の選抜は、ファミリービジネスコース担当教員の面接試験により行う。
- 3 参加者の決定は、経済学部運営委員会の議を経て行う。

（ファミリービジネスコースの履修科目及び履修方法）

第3条 ファミリービジネスコースに参加する学生は、自身が所属する専攻の必修科目・履修必修科目・選択必修科目のほか、原則として指定された科目を以下のとおり履修しなければならない。

2 ファミリービジネスコース参加者は、ファミリービジネスにおける諸課題の解決に関する研究活動に取り組むものとし、自主企画ゼミナール（ファミリービジネス）を履修しなければならない。

| | 科目名（単位数） |
|-----|--|
| 1年次 | 自主企画ゼミナールA（ファミリービジネス） |
| 2年次 | 経営者・人づくり論、自主企画ゼミナールB（ファミリービジネス） |
| 3年次 | ファミリービジネス論、事業承継論、ファミリービジネス実務演習、自主企画ゼミナールC（ファミリービジネス） |

| | 科目名 (単位数) |
|------|-------------------------|
| 4 年次 | 自主企画ゼミナール D (ファミリービジネス) |

(ファミリービジネスコースコーディネータ)

第5条 ファミリービジネスコース全体の運営、カリキュラム編成等の責任者として、ファミリービジネスコースコーディネータ (以下「コーディネータ」という。) を置く。

(継続及び離脱)

第6条 ファミリービジネスコースに参加する学生が以下の事由のいずれかに該当する場合は、ファミリービジネスコースから離脱させることがある。

- (1) 学生が離脱を希望し、コーディネータが許可した場合。
- (2) 学習意欲がないとコーディネータが判断した場合や、著しく成績が悪い場合。
- (3) 継続手続きを怠った場合。
- (4) 前各号の他、コーディネータが止むを得ないと判断した場合。

3 離脱させる時は、コーディネータが当該学生と面談をして事情確認を行い、面談記録を作成し、教務・教育企画室がこれを保管するものとする。

4 ファミリービジネスコースから離脱した場合でも、ファミリービジネスコースにおける既修得単位は卒業要件単位として有効なものとする。

(事務の所管)

第7条 この内規に関する事務は、大学事務局教務・教育企画室が所管する。

(内規の改廃)

第8条 この内規の改廃は、経済学部運営委員会の議を経て行う。

附 則

- 1 この内規は、令和4年4月1日から施行する。